

せいり ばんごう 整理番号	7-11-2	そうだん 相談レベル	2
ぶん ぐい 分類	しごと		
こう むく 項目	ろうどう そうだん じれい 労働相談事例		
ない よう 内容	きゅうりょう ばあい 給料をもらえない場合		

1 想定される質問の背景

- 給料が何ヶ月も遅れている。給料がもらえない。会社が倒産した。

2 基本的な質問と回答

相談者 会社は倒産していませんが、何度催促しても給料を払ってもらえません。

回答者 倒産していないが催促しても会社が給料を払ってくれない場合や、雇用者と連絡がつかない場合は、日本語で給料の支払を請求する書面を内容証明郵便(請求書面の内容を郵便局が証明するもの)で雇用者に郵送します。それでも支払のない場合は、労働基準監督署に相談するか裁判所に訴えます。60万円以下の支払を求める場合は「小額訴訟」という1日で審理が終わる裁判もあります。

⇒ 外国人労働相談窓口 7-12へ

⇒ 裁判所 13-3-9へ

相談者 会社が倒産して、給料がもらえません。

回答者 会社が倒産したため労働者の賃金が未払いになった時、「賃金の支払の確保等に関する法律」に基づき、国が立て替えて支払う制度があります。

① 立替払いを受けることができる人

- ・ 1年以上営業してきた企業に労働者として雇用され、倒産に伴い退職し、2万円以上の未払い賃金がある人。
- ・ 裁判所への破産等の申立日、または労働基準監督署への事実上の倒産の事実についての認定申請日の6か月前の日から2年の間に退職した人。事実上の倒産とは、破産手続等はないが、事実上営業が停止し再開の見込みがなく賃金支払能力がないと労働基準監督署が認定した場合で、中小企業のみが対象です。

② 立替払いの対象になる未払い賃金

退職日の6か月前の日から、立替払い請求日の前日までに支払期日が到来している未払いの賃金と退職金に限られ、賞与等は対象になりません。立替払いの限度額は、未払い額の80%で、退職時の年齢で次のように上限があります。立替払いの請求手続については、労働基準監督署にお問い合わせください。

退職時の年齢	未払い賃金の上限額	立替払いの上限額
45歳以上	370万円	296万円
30歳以上45歳未満	220万円	176万円
30歳未満	110万円	88万円

⇒ 労働基準監督署 13-3-2へ